

## 平成 30 年度 住宅建築技術高度化・展開推進事業

### 住宅建築技術高度化・展開推進事業（うち、基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業） を行う補助事業者の募集についての公示

平成 30 年 5 月 28 日

国土交通省住宅局長 伊藤 明子

平成 30 年度住宅建築技術高度化・展開推進事業のうち基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

#### 1. 事業概要

##### 1) 事業名

住宅建築技術高度化・展開推進事業（うち、基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業）

##### 2) 事業目的

住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、基準や制度の普及促進を総合的に推進する。

##### 3) 事業内容

住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等に関する基準やそれに係る設計方法等の技術の普及のための情報発信、情報提供の取組み等、市場の技術的基盤の整備・強化に資する取組みを行う事業

#### 2. 公募期間

平成 30 年 5 月 28 日(月)16 時 00 分～平成 30 年 6 月 15 日(金)18 時 00 分（必着）

#### 3. 公募対象事業者の要件

次の 1)～3)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正・中立な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

#### 4. 公募対象事業

住宅の耐震化の必要性に関し、広く一般に情報発信、情報提供を行う事業を公募対象とする。

※提案書には、以下の①～③の取組の全部又は一部を必ず含むものとし、提案書の審査に際しては、①～③それぞれに掲げる内容を優位に評価する。なお、以下の①及び②については、平成30年度予算で住宅・建築物安全ストック形成事業において創設した「総合支援メニュー」を活用するために必要な地方公共団体の取組を支援するものであることに留意すること。

- ①住宅の耐震化に係る地方公共団体の普及啓発活動に資する広報ツールの作成・配布
  - ・地方公共団体の行う旧耐震住宅所有者への戸別訪問や耐震診断実施済み住宅の所有者に対して耐震化を促すためのツールについて、活用する情報媒体や内容の具体性
  - ・地方公共団体が一般向けに行う周知・普及活動に活用可能なツールの具体性
- ②耐震化の必要性の普及や改修事業者の技術力向上を図るための講習等に係る講師育成教材等の作成及び講師講習会の実施
  - ・地方公共団体が実施することとしている改修事業者向けの説明会に活用可能なテキストに係る内容の具体性及び当該講習会の講師を育成する手法の具体性
- ③住宅の耐震化の必要性に関し、広く一般に情報発信、情報提供
  - ・国が地方公共団体と連携して行う周知・普及に関し、その実施方法、情報発信手段の具体性及び効率性

#### 5. 補助金の額

定額とする。

#### 6. 説明書の交付期間及び場所

##### (1) 交付期間

平成30年5月28日(月)16時00分～平成30年6月15日(金)18時00分

##### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

#### 7. 応募書類の提出期限、場所及び方法

##### (1) 提出期限

平成30年6月15日(金)18時00分まで(必着)

##### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

##### (3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 滝野

電話 03-5253-8517(直通) (内線 39-677) F A X 03-5253-1631

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(電話、F A X等)にて受け付けます。  
(来訪等による問い合わせには対応しません。)

8. 審査方法

提出された提案書について書類審査等を行い、要件への適合性を確認するほか、「4. 公募対象事業」に掲げる優位に評価する取組への適合性や提案の的確性・実現性等について評価し、評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 7(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。